

池袋地区駐車場地域ルールの適用について

■駐車場地域ルールとは？

東京都駐車場条例（以下「都条例」）における駐車施設の附置義務基準について、地域の実態に合わせた基準を独自に定めたものです。

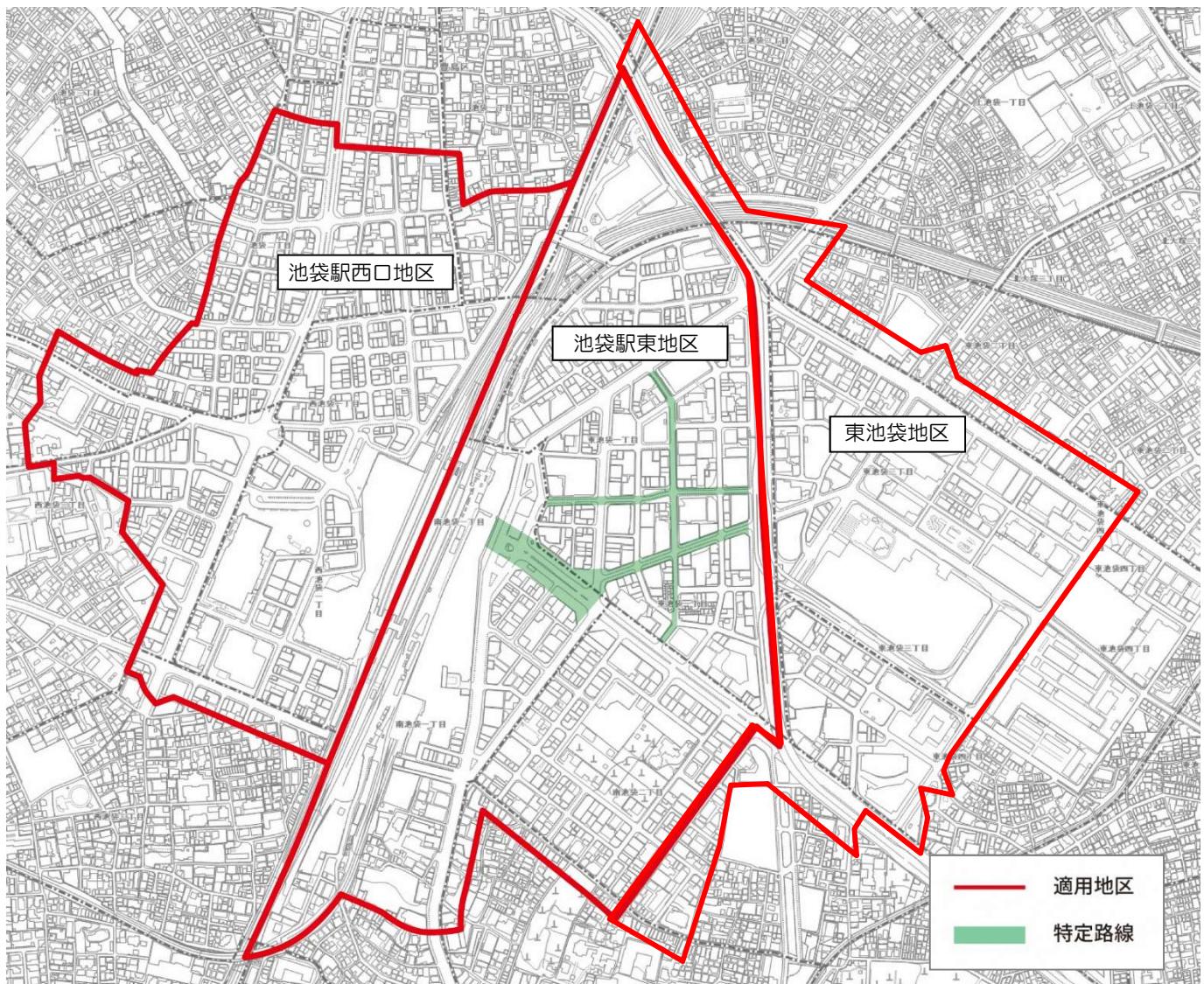
池袋地区では、駐車場地域ルールにより駐車施設の適切な確保と運用を図り、良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりを進めることを目的に令和2年10月より運用を開始しました。

<どのような建物が対象?>

都条例上の駐車施設の附置義務が課される延床面積が概ね1,500m²を超える建築物

※新築、増築、改築の場合に加え、既存建築物も対象となります

■適用地区



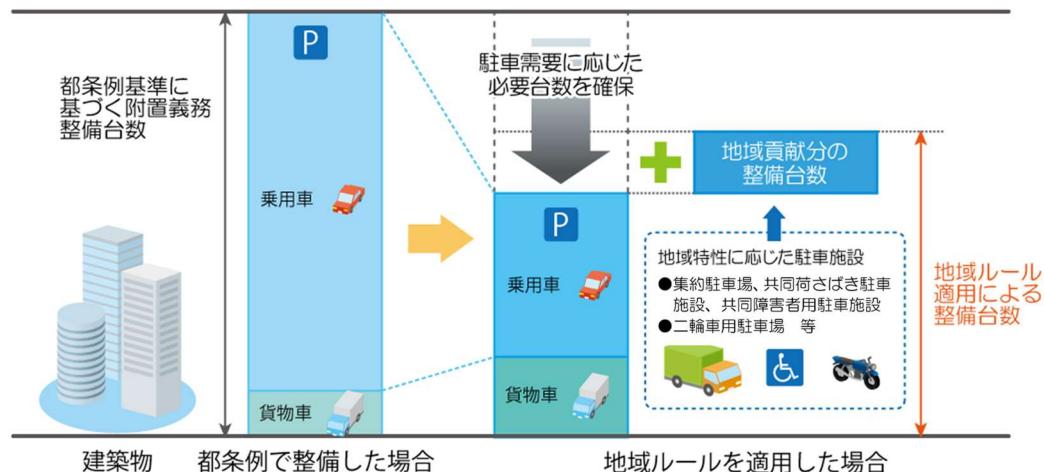
※ 特定路線（歩行者を最優先する路線）の沿道では、良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、原則として駐車施設の出入口の設置を抑制していきます

■地域ルール適用によりできること

① 附置義務基準の緩和（附置台数の適正化）

⇒ 都条例よりも附置する台数を低減できる場合があります

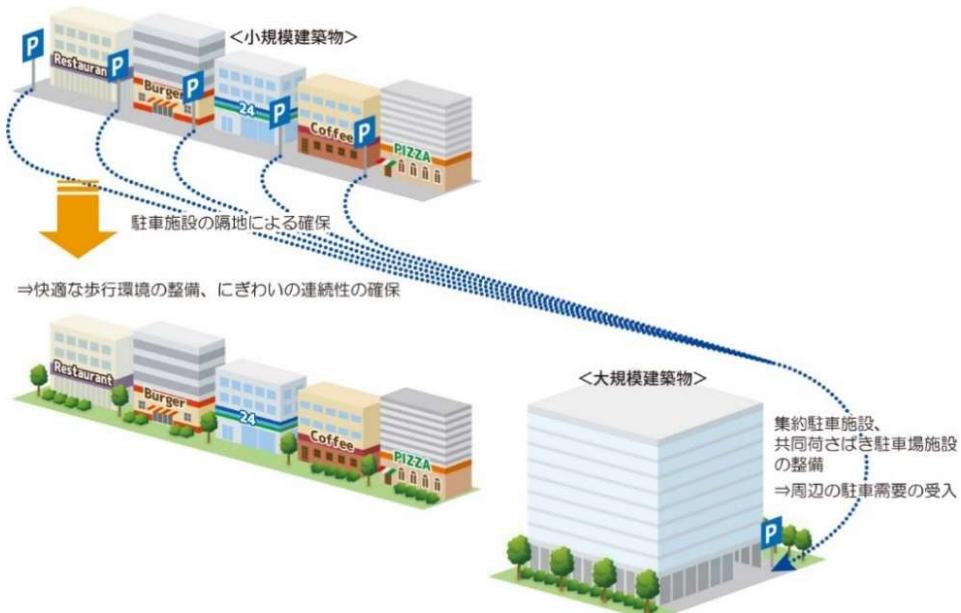
＜台数低減のイメージ＞



② 駐車施設の隔地・集約化

⇒ 駐車施設の隔地が認められる場合があります

＜駐車施設を隔地・集約化するイメージ＞



■申請手続きの流れ・問い合わせ先

＜申請手続きの流れ＞



(問い合わせ先窓口)

豊島区 都市整備部 都市計画課 交通政策グループ

豊島区南池袋2-45-1

TEL 03-4665-2635 (直通)